

## ■ 令和8年8月からの特定入所者介護サービス費の食費の基準費用額および食費・居住費（負担限度額）の変更について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたび令和8年8月より、特定入所者介護サービス費の食費の基準費用額および食費・居住費の「負担限度額」が変更となります。

「Quick けあ2」対応後の設定内容についてご確認をお願い致します。

### I. 特定入所者介護サービス費の食費および居住費の変更内容について

令和8年8月より、食費および居住費の負担額が以下の通り変更となっております。

		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等(日額) 【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,545円 (4.7万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	680円 (2.1万円) 【1,030円 (3.1万円)】	1,420円 (4.3万円) 【1,360円 (4.1万円)】	
居住費	多床室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	530円 (1.6万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	従来型 個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	980円 (3.0万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
		ユニット型個室的多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)
ユニット型個室	2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,470円 (4.5万円)		

※厚生労働省「介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改訂する件について」より抜粋

### II. 「Quick けあ2」の設定について

負担段階の更新プログラム（またはバージョンアップ）後、「適用年月日」に「令和8年8月以降」の日付を指定した上で「利用者負担段階」を選択すると、最新の「負担限度額」が表示されます。

**更新プログラム適用前に既に令和8年8月以降の情報を入力されている場合は、次ページの設定をお願い致します。**

【メニュー】：利用者情報->特定入所

利用者: テスト太郎 [85100000299]    利用者を編集

適用期間: 令08.08.01~    負担段階: 第3段階②

適用年月日: 令和 8 年 8 月 1 日

有効期限:    年    月    日

利用者負担段階: 利用者負担第3段階②

食事負担限度額: 1420 円    食事負担限度額(ショート)(令3.8.1~): 1360 円

居住費又は滞在費の負担限度額

ユニット型個室(平24.4.1~): 1470 円

ユニット型個室(~平24.3.31): 1640 円

ユニット型個室的多床室: 1470 円

従来型個室(特養等): 980 円

従来型個室(老健・療養等): 1470 円

多床室: 530 円 ← 老健・医療院等で室料を徴収する場合

※認定のない負担限度額については0円ではなく未入力としてください。

## 【重要事項1】更新プログラム適用前に令和8年8月以降の情報を登録されていた場合

大変お手数をおかけいたしますが、「利用者負担段階」を再選択して頂きますようお願い致します。再選択すると画面上に表示されている「食事負担限度額」および「居住費又は滞在費の負担限度額」が変更されます。

【メニュー】：利用者情報->特定入所

利用者: テスト太郎 [85100000299]

適用期間: 令08.08.01~令09.07.31 負担段階: 第3段階②

適用年月日: 令和 8 年 8 月 1 日

有効期限: 令和 9 年 7 月 31 日

利用者負担段階: **利用者負担第3段階②**

食事負担限度額: 1420 円

食事負担限度額(ショート入所38.1~): 1360 円

居住費又は滞在費の負担限度額

ユニット型個室(平24.4.1~):	1470 円
ユニット型個室(~平24.3.31):	1640 円
ユニット型個室的多床室:	1470 円
従来型個室(特養等):	980 円
従来型個室(老健・療養等):	1470 円
多床室:	530 円 ← 老健・医療院等で室料徴収なしの場合

※認定のない負担限度額については0円ではなく未入力としてください。

利用者負担段階を再選択して下さい。

令和8年8月からの「負担額」が表示されているかご確認をお願い致します。

## 【重要事項2】第3段階②での多床室の居住費の設定について

老健・医療院等の場合は「室料を徴収する場合」、「室料を徴収しない場合」で負担額が異なります。

初期値は「室料を徴収する場合」の負担額が表示されますので、変更される場合は「老健・医療院等で室料徴収なしの場合」を押下することで、居住費が変更されます。(手入力も可能です。)

① 「老健・医療院等で室料徴収なしの場合」を選択します。

居住費又は滞在費の負担限度額

ユニット型個室(平24.4.1~):	1470 円
ユニット型個室(~平24.3.31):	1640 円
ユニット型個室的多床室:	1470 円
従来型個室(特養等):	980 円
従来型個室(老健・療養等):	1470 円
多床室:	530 円 ← 老健・医療院等で室料徴収なしの場合

※認定のない負担限度額については0円ではなく未入力としてください。

令和8年6月の更新パッチが未適用の場合は表示されません。

② 確認メッセージで「はい(Y)」を押下すると、多床室の室料が変更になります。

Care-wing

老健・医療院等で室料を徴収しない場合の負担限度額を設定しますか?

**はい(Y)** いいえ(N)

居住費又は滞在費の負担限度額

ユニット型個室(平24.4.1~):	1470 円
ユニット型個室(~平24.3.31):	1640 円
ユニット型個室的多床室:	1470 円
従来型個室(特養等):	980 円
従来型個室(老健・療養等):	1470 円
多床室:	430 円 ← 老健・医療院等で室料徴収なしの場合

※認定のない負担限度額については0円ではなく未入力としてください。

室料を徴収しない場合の居住費が表示されます。

### Ⅲ. 「負担限度額」の変更に伴い居住費（利用料）等を変更される場合

「負担限度額」の変更に伴い居住費（利用料）等を変更される場合は、利用料金マスタより変更をお願い致します。

①利用料を変更する「事業所」および「サービス種類」を選択します。一覧の中から変更したい「利用料金名」を選択し、「編集」をクリックします。

No.	基本分類名	利用料金名	単価種別	単価[円]	単位	消費	補足	社福	医療	最終	更新
1	居住費	多床室	固定	370		*	*	*	*	令和06.04.01~	1

②画面左上の「複写」をクリックします。

No.	適用開始日
1	令和06.04.01

③最新の履歴と同じ日付の履歴が追加されます。

No.	適用開始日
1	令和06.04.01
2	令和06.04.01

- ③ 自施設の料金改定日に合わせて「適用開始日」を変更（設定例では令8年8月1日から変更する場合）し、「単価」に変更後の金額を入力し「保存」します。

利用料金の設定

No.	適用開始日
1	令06.04.01
2	令08.08.01

「適用開始日」で設定した日付が最新の履歴に反映されます。

略称1: 多床室 [略称を自動設定](#)

略称2: 多床室

適用開始日: 令8年8月1日

適用終了日:

算定単位: 1日につき

単価種別: 固定

単価:  円 表示単位: (設定しない)

新規 複写 削除

詳細設定 運用設定(算定項目) 運用設定(定期処理)

料金種別: 【その他】ユーザー定義

消費税対象: ×対象でない (内消費税額※  円)  
※適格請求書(インボイス)の場合は無視されます

単価小数点設定  
表示区分: (設定しない)  
端数処理方法: 四捨五入  
※消費税対象に設定している場合、消費税額にも適用されます

補給付対象(特定施設): ○対象である

社会福祉法人等軽減対象: ×対象でない

医療費控除対象: ○対象である

集計期間区分: サービス提供年月

変更後の金額を入力

保存 閉じる

以上